

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公表番号】特表2007-520564(P2007-520564A)

【公表日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2007-028

【出願番号】特願2006-552252(P2006-552252)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 39/395 D

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月1日(2008.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験者における血管新生を調節するための薬学的組成物の製造のための、CCX-CKR2活性を調節する物質の使用。

【請求項2】

物質がCCX-CKR2に対するリガンドの結合を調節する、請求項1記載の使用。

【請求項3】

物質が、CCX-CKR2活性を促進して、それによって血管新生を促進する、請求項1記載の使用。

【請求項4】

血管新生を促進する第二の物質を併用する、請求項3記載の使用。

【請求項5】

物質がCCX-CKR2アゴニストである、請求項1記載の使用。

【請求項6】

アゴニストが、ポリペプチド、抗体、および質量1,500ダルトン未満の物質から選択される、請求項5記載の使用。

【請求項7】

CCX-CKR2活性が、被験者の細胞において組換え型CCX-CK2を発現することによって促進される、請求項3記載の使用。

【請求項8】

細胞が内皮細胞である、請求項7記載の使用。

【請求項9】

被験者が創傷、骨折、火傷、炎症疾患、心疾患、レスチノシス(restinosis)、虚血心、末梢血管疾患、心筋梗塞、卒中、不妊、乾癬、または強皮症を有する、請求項1記載の使用。

【請求項10】

物質が、CCX-CKR2活性を減少させて、それによって血管新生を減少させる、請求項1記載の使用。

【請求項11】

第二の抗血管新生物質を併用する、請求項10記載の使用。

【請求項12】

物質がCCX-CKR2アンタゴニストである、請求項1記載の使用。

【請求項13】

アンタゴニストが、ポリペプチド、抗体、および質量1,500ダルトン未満の物質から選択される、請求項12記載の使用。

【請求項14】

被験者が癌を有する、請求項10記載の使用。

【請求項15】

被験者が固形腫瘍を有し、物質が該腫瘍にターゲティングされる、または送達される、請求項14記載の使用。

【請求項16】

化学療法剤または放射線が前記物質と併用される、請求項14記載の使用。

【請求項17】

化学療法剤または放射線の量が、化学療法剤または放射線を単独で投与したとき、治療域に満たない量である、請求項16記載の使用。

【請求項18】

被験者が癌を有しない、請求項10記載の使用。

【請求項19】

血管新生が眼、皮膚、関節、卵巣組織、または子宮内膜組織から選択される組織において減少する、請求項10記載の使用。

【請求項20】

物質が避妊物質として用いられる、請求項10記載の使用。

【請求項21】

被験者が関節炎を有し、物質の量が被験者における関節炎の症状を減少させるために有効な量である、請求項1記載の使用。

【請求項22】

CCX-CKR2活性を減少させる物質と併用した化学療法剤を含む、薬学的組成物。

【請求項23】

化学療法剤の量が、化学療法剤が単独で投与されたとき治療域に満たない量である、請求項22記載の薬学的組成物。

【請求項24】

CCX-CKR2活性を増加する物質と、血管新生を促進する第二の物質とを含む薬学的組成物。

【請求項25】

CCX-CKR2活性を減少させる物質と、血管新生を減少させる第二の物質とを含む、薬学的組成物。

【請求項26】

CCX-CKR2活性を減少させる物質と、第二の抗関節炎剤とを含む、薬学的組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

いくつかの態様において、化学療法剤または放射線照射量は、物質と併用して被験者に投与される。いくつかの態様において、量は、化学療法剤または放射線が単独で投与されれば治療域に満たない量である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本発明はまた、CCX-CKR2活性を減少させる物質と併用した化学療法剤の量を含む薬学的組成物を提供する。いくつかの態様において、量は、化学療法剤が単独で投与されれば治療域に満たない量である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

「化学療法剤」は、個体に投与した場合に、癌様細胞の増殖の阻害、遅延、もしくは停止を引き起こすために十分である、または癌様細胞において細胞障害作用を発揮するために十分である物質を指す。したがって、「化学療法剤の有効量」という句は、癌様細胞の増殖の阻害、遅延、もしくは停止を引き起こすために十分である、または癌様細胞において細胞障害作用を発揮するために十分である、個体に投与される化学療法剤の量を指す。

「治療域に満たない量」は、癌様細胞の増殖の阻害、遅延、もしくは停止を引き起こすために十分である量より少ない、または癌様細胞において細胞障害作用を発揮するために十分である量より少ない量を指す。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0094

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0094】

当業者は、CCX-CKR2活性を減少させる物質を、薬学的組成物において他の抗血管新生物質および/または化学療法剤または放射線および/または他の抗関節炎剤と併用することができることを理解するであろう。いくつかの場合において、化学療法剤または放射線の量は、抗血管新生物質と併用せずに提供されれば治療域に満たないであろう量である。当業者は、「併用」が治療における併用を含みうることを認識するであろう(すなわち、二つもしくはそれ以上の薬物を混合物として投与することができる、または被験者に少なくとも同時または少なくとも異なる時期に導入することができるが、いずれも同時に被験者の血流に入るよう投与することができる)。